



平成 22 年 12 月 28 日

各 位

会社名 イワキ株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩城 修
(コード：8095、東証第一部)
問合せ先 常務取締役 大倉 拓夫
(TEL. 03-3279-0481)

会社名 メルテックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩城慶太郎
(コード：4105、JASDAQ)
問合せ先 専務取締役 松本 康男
(TEL. 03-3865-0175)

イワキ株式会社とメルテックス株式会社の株式交換契約締結のお知らせ

イワキ株式会社(以下「イワキ」といいます。)とメルテックス株式会社(以下「メルテックス」といいます。)は、本日開催の両社の取締役会において、イワキを完全親会社とし、メルテックスを完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本株式交換については、平成 23 年 2 月 24 日開催予定のメルテックスの臨時株主総会の承認及び平成 23 年 2 月 25 日開催予定のイワキの定時株主総会の承認を受けたうえ、平成 23 年 4 月 1 日を株式交換の効力発生日として行う予定です。

なお、本株式交換の効力発生日に先立ち、メルテックスの普通株式は株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場(以下「JASDAQ 市場」といいます。)において、平成 23 年 3 月 29 日付で上場廃止(最終売買日は平成 23 年 3 月 28 日)となる予定です。

記

1. 本株式交換の目的

イワキ及びメルテックスは、イワキが昭和 35 年(1960 年)にマステン・ライト社(米国)との合弁企業としてメルテックス(旧株式会社ジャパンメタルフィニッシングカンパニー)を設立して以来、メルテックスをイワキグループの一員として、50 年間の長きに亘りメルテックスの製造する表面処理薬品の販売において協業をして参りました。

このような過程を経て、イワキの平成 22 年 10 月 14 日付「子会社及び孫会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、メルテックスが平成 22 年 10 月 8 日に発行済株式総数の 16.2%に当たる自己株式を取得した結果、イワキの議決権所有割合が 41.1%となり、財務諸表等規則に規定する実質支配力基準に基づきメルテックスがイワキの子会社となりました。

イワキ並びにメルテックスを含むイワキの子会社及び関連会社からなる「イワキグループ」は、大正 3 年(1914 年)に薬種問屋として創業以来、医薬品、医薬・香粧原料、化成品及び食品原料の 4 つの事業にセグメントを拡大するとともに、グループに製造機能を持つ子会社・関連会社を有することにより、各事業セグメントの関連商品の研究開発・製造から販売までの一連の事業活動において、原料から製品までの幅広い

商品・サービスを提供する事業を展開しています。

イワキグループにおける化成品セグメントでは、表面処理薬品を使用するお客様へのメルテックス製品の国内及び海外の総販売代理店を中心とした活動、また、表面処理薬品を製造する国内のお客様への原料販売、特殊溶剤・樹脂原料販売等の事業活動を展開しております。

一方、メルテックス及びその子会社（イワキの孫会社）は、表面処理薬品・化学工業製品の開発・製造・販売をはじめ、化学機器の設計・施工、プリント配線板の機械装置の開発・製造・販売等、表面処理業界において国内及びアジアでの幅広い事業活動を展開しております。

国内における表面処理業界を取り巻く環境は、パソコン、携帯電話関連部品、薄型テレビ等のデジタル家電向け電子部品やハイブリッドカー向け車載部品等の出荷は堅調であります。また、エレクトロニクス業界における目まぐるしい技術革新により、表面処理業界に求められるニーズも急速に高度化・多様化しております。また、プリント配線板・電子部品関連の製造拠点の海外への流出が一層進み、今後も厳しい環境にあるものと予想されます。

一方、海外においては、主要ユーザーである電子部品業界のアジアを中心とした需要の拡大により、今後も引き続き堅調に推移するものと予想しております。

イワキとメルテックスの海外ネットワークとしては、昭和48年（1973年）に設立したメルテックス香港社をはじめ、台湾にも現地法人を設け、アジアにおける事業活動を展開しております。さらにメルテックスは、マレーシアに連絡事務所を設けており、フィリピン・タイ等へも広く事業活動を展開しております。

しかしながら、表面処理業界の競争環境は、「市場」「環境」「技術」の変化により、厳しくなり始めております。具体的には、①海外、特にアジア地域における新規参入者の出現、②レアメタル・原油価格の高騰などの環境の変化、③めっき代替品の選択肢の増加、④お客様からの技術要求の多様化、などが挙げられます。

このような厳しい環境下において、今般、イワキ及びメルテックスは、両社が高度化・多様化・グローバル化する国内外のお客様のニーズに対応し続けるためには、①イワキの持つ代理店機能とメルテックスが持つ技術力・海外ネットワークとを統合し、表面処理薬品及び機械装置等関連製品の開発から製造・販売までの一貫したサービスが提供できる体制を構築していくこと、②意思決定において迅速な対応が可能になる体制を構築していくこと、③イワキグループ全体の資金調達コストの最適化を図ることが必要であるとの認識に至りました。

このような状況を踏まえ、両社は、協議のうえ、メルテックスが今後も成長の余地があると予想されるグローバルでの競争ポジションを獲得し、中長期的かつ安定的な企業価値の更なる向上を実現するために、短期的な業績変動に捉われることなく、中長期的な視野に立った最適な事業戦略を立て、必要な経営資源の再投資を図ることが必要不可欠と考え、本株式交換によるメルテックスの完全子会社化を行い、両社の組織統合の実施を検討するに至りました。

この統合により、受注・発注業務や在庫管理、物流等の重複業務が減少され、お客様への納期短縮や販売・管理コストの削減に繋がり、より効率的な経営の実現が可能となります。さらに表面処理業界の専門知識を持つ人材の統合により、海外ネットワークの更なる拡充に努めて参ります。

本株式交換により、化成品セグメントにおける迅速な重要戦略の実行、グループ経営資源の効率的活用、スピード経営実現を行い、イワキグループの事業収益拡大を目指して参ります。

今後、イワキとメルテックスは、イワキグループとして一層の事業連携と競争力強化を図り、企業価値の向上に取り組むことにより、本株式交換に伴ってイワキの株式を取得することになるメルテックスの株主の皆様を含め、ステークホルダーの皆様のご期待に応えていきたいと考えております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

定時株主総会基準日	(イワキ)	平成22年11月30日
取締役会決議日	(両社)	平成22年12月28日
株式交換契約締結日	(両社)	平成22年12月28日
監理銘柄(確認中)指定日	(メルテックス)	平成22年12月28日(予定)
臨時株主総会基準日公告日	(メルテックス)	平成22年12月29日(予定)
臨時株主総会基準日	(メルテックス)	平成23年1月13日(予定)
臨時株主総会開催日	(メルテックス)	平成23年2月24日(予定)
定時株主総会開催日	(イワキ)	平成23年2月25日(予定)
整理銘柄指定日	(メルテックス)	平成23年2月25日(予定)
最終売買日	(メルテックス)	平成23年3月28日(予定)
上場廃止日	(メルテックス)	平成23年3月29日(予定)
株式交換の予定日(効力発生日)	(両社)	平成23年4月1日(予定)

(2) 本株式交換の方式

イワキを完全親会社、メルテックスを完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、メルテックスについては平成23年2月24日開催予定の臨時株主総会において承認を受けたうえで、イワキについては平成23年2月25日開催予定の定時株主総会において承認を受けたうえで、平成23年4月1日を効力発生日とする予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	イワキ (株式交換完全親会社)	メルテックス (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	2.67

注1) 株式の割当比率

メルテックスの普通株式1株に対して、イワキの普通株式2.67株を割当て交付いたします。ただし、イワキが保有するメルテックスの普通株式2,560,901株については、本株式交換による株式の割当てを行いません。

注2) 株式交換により交付する株式数

イワキは本株式交換により、普通株式9,856,243株をメルテックスの株主の皆様に対して割当て交付いたしますが、交付する株式については、新たに株式を発行する予定であります。なお、交付する株式数は、メルテックスが単元未満株主の単元未満株式買取請求や反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

なお、メルテックスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当該効力発生の直前において有するすべての自己株式(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)を消却する予定です。

注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、イワキの単元未満株式を所有することになるメルテックスの株主の皆様においては、株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするイワキの配当金を受領することになりますが、東京証券取引所市場においてその所有する単元未満株式を売却することはできません。イワキの単元未満株式を所有することになる株主の皆様においては、本株式交換の効力発生日以降、イワキの株式に関する以下の制度をご利用頂くことができます。

- ・単元未満株式の買取制度(1単元(1,000株)未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様がイワキに対し、自

己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、イワキの1株に満たない端数の交付を受けることになるメルテックスの株主の皆様においては、会社法第234条第1項の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するイワキの普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

メルテックスは、新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に算定を依頼することとし、イワキは野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、メルテックスは日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

野村証券は、イワキ及びメルテックスの普通株式について市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行いました。なお、市場株価平均法については、平成22年12月24日の終値、平成22年12月20日から平成22年12月24日までの1週間の株価終値平均、平成22年11月25日から平成22年12月24日までの1ヶ月間の株価終値平均、平成22年9月27日から平成22年12月24日までの3ヶ月間の株価終値平均、平成22年6月25日から平成22年12月24日までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定しました。

各評価手法によるメルテックスの普通株式1株に対するイワキの普通株式の割当て株数の算定結果は以下のとおりです。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
①	市場株価平均法	2.06～2.14
②	類似会社比較法	2.82～3.43
③	DCF法	2.36～2.84

野村証券は、株式交換比率の算定に際して、イワキ及びメルテックスから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、イワキ、メルテックス及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村証券の株式交換比率算定は、平成22年12月24日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、イワキ及びメルテックスの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、イワキ及びメルテックスの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

日興コーディアル証券は、イワキについては、イワキが株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、平成22年12月24日を算定基準日とし、東京証券取引所市場第一部における、平成22年11月25日から平成22年12月24日までの直近1ヶ月、平成22年9月27日から平成22年12月24日までの直近3ヶ月間の期間の各取引日の株価終値平均）を採用して算定を行いました。それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

メルテックスについては、メルテックスがJASDAQ市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、平成22年12月24日を算定基準日とし、JASDAQ市場における、平成22年11月25日から平成22年12月24日までの直近1ヶ月、平成22年9月27日から平成22年12月24日までの直近3ヶ月間の期間の各取引日の株価終値平均）を採用して算定を行いました。また、メルテックスには比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社比較法による株式価値の類推が可能であるため、類似上場会社比較法を採用して算定を行いました。それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

なお、イワキの1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

	イワキ採用手法	メルテックス採用手法	株式交換比率の算定レンジ
①	市場株価法	市場株価法	2.09～2.15
②	市場株価法	類似上場会社比較法	3.06～3.15
③	DCF法	DCF法	2.01～2.53

日興コーディアル証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、使用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。なお、日興コーディアル証券の株式交換比率の算定は、平成22年12月24日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

また、野村証券及び日興コーディアル証券がDCF法の前提とした将来の事業計画については、イワキ及びメルテックスともに大幅な増益が見込まれている事業年度があります。

イワキにおいてかかる事業年度に大幅な増益が見込まれているのは、メルテックスを連結子会社化したことによる影響及び医薬・香料原料セグメントにおいて、一層の経営努力による売上拡大と後発品使用促進策の影響による業績の伸長が見込まれており、経常利益については、平成22年11月期に比べて平成23年11月期に約8億円の増加が見込まれています。また、当期純利益については、平成22年11月期に比べて平成23年11月期に約4億円の増加、また、平成24年11月期には約3億円増加すると考えたためです。

メルテックスにおいてかかる事業年度に大幅な増益が見込まれているのは、平成22年5月期に459百万円であった経常利益が、平成23年5月期に約2億円の増加が見込まれていること、平成24年5月期に約4億円と計画している当期純利益が、平成25年5月期には約2億円の増加が見込まれていることです。これらは、メルテックスの中期的な5つの取り組みである、1) コア技術・製品群の育成、2) グローバル化、3) 生産体制の再構築、4) 業務・財務効率の向上、5) 魅力ある会社づくり、を実行することで、業績が伸長すると考えたためです。

(2) 算定の経緯

イワキ及びメルテックスは、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、イワキとメルテックスとの資本関係、過去の類似の株式交換事例における株式交換比率等を勘案し、これらを踏まえた交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率は妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成22年12月28日に開催された両社の取締役会において、本株式交換における株式交換比率を決定し、同日、株式交換契約を締結しました。なお、メルテックスは、少数株主の皆様にも十分配慮しながら、市場株価法による株式交換比率の算定レンジ①にプレミアムを加味し、類似上場会社

比較法による算定レンジ②を視野に入れつつ、DCF法による算定レンジ③を考慮したうえで、メルテックスの財務状況、事業環境等を総合的に勘案し慎重に協議・検討を行いました。その結果、この株式交換比率は、合理的客観性を有するものと考えております。

また、株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、イワキとメルテックスとの協議により変更することがあります。

(3) 算定機関との関係

イワキの第三者算定機関である野村證券及びメルテックスの第三者算定機関である日興コーディアル証券はいずれもイワキ及びメルテックスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換の結果、効力発生日である平成23年4月1日をもって、メルテックスはイワキの完全子会社となり、メルテックスの普通株式は、JASDAQ市場の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て平成23年3月29日に上場廃止（最終売買日は平成23年3月28日）となる予定です。上場廃止後は、JASDAQ市場においてメルテックスの普通株式を取引することはできなくなりますが、イワキを除くメルテックスの普通株主の皆様に対しては、本株式交換に伴い、上記2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」記載のとおり、イワキの普通株式が割当てられます。

本株式交換の目的は上記1.「本株式交換の目的」に記載のとおりであり、メルテックスの上場廃止そのものを目的とするものではありませんが、上記のとおり、結果として、メルテックスの普通株式は上場廃止となる予定です。

メルテックスの普通株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付されるイワキの普通株式は、東京証券取引所に上場されているため、メルテックスの普通株式を375株以上保有し、本株式交換によりイワキの単元株式数である1,000株以上の普通株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の所有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性があるものの、本株式交換後においても1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

単元未満株式については東京証券取引所において売却することはできませんが、株主様のご要望により買取の制度をご利用頂くことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記2.（3）一注3）をご参照下さい。

また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記2.（3）一注4）をご参照下さい。

なお、メルテックスの普通株主の皆様は、最終売買日である平成23年3月28日（予定）までは、JASDAQ市場において、その保有するメルテックスの普通株式を従来通り取引ができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(5) 公正性を担保するための措置

イワキがメルテックスの総株主の議決権数の41.1%を保有しており、財務諸表等規則に規定する実質支配力基準に基づき、メルテックスがイワキの子会社となっていることから、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、両社は別々の第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うことを、それぞれの取締役会において決議いたしました。

なお、イワキ及びメルテックスは、いずれも、各第三者算定機関から公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(6) 利益相反を回避するための措置

① 利害関係を有しない取締役の審議による取締役会決議を行ったこと

イワキの取締役である岩城慶太郎は、メルテックスの代表取締役であるため、利益相反を回避する観点から、イワキの本株式交換の交渉、審議及び決議には参加していません。

また、メルテックス取締役のうち、取締役会長である岩城修、代表取締役である岩城慶太郎及び取締役である高野滋は、それぞれイワキの代表取締役、取締役、常務取締役であるため、利益相反を回避する観点から、メルテックスの本株式交換の交渉、審議及び決議には参加していません。

② 独立した法律事務所からの助言を受けていること

メルテックス取締役会は、イワキ及びメルテックスから独立したアドバイザーとして佐藤総合法律事務所を選定しており、取締役会の意思決定の方法・過程等を含む本株式交換に関する諸手続きについて、少数株主に対して不利益とならないよう助言を受けています。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成22年11月30日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	イワキ株式会社	メルテックス株式会社
(2) 所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目8番2号	東京都中央区東日本橋二丁目28番5号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岩城 修	代表取締役社長 岩城慶太郎
(4) 事業内容	医薬品事業、医薬・香粧原料事業、化成品事業、食品原料事業	表面処理薬品事業、機械装置事業
(5) 資本金	2,572,382千円	933,600千円
(6) 設立年月日	昭和16年9月20日	昭和35年10月26日
(7) 発行済株式数	24,293,117株	7,480,000株
(8) 決算期	11月30日	5月31日
(9) 従業員数	887名（連結）	261名（連結）
(10) 主要取引先	株式会社ココカラファイン、サントリーウエルネス株式会社、株式会社住商ドラッグストアーズ	イワキ株式会社
(11) 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行	三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行
(12) 大株主及び持株比率	(有)ケーアイ社 7.1% (株)三菱東京UFJ銀行 4.9% 岩城 修 3.6% 明治通商(株) 3.2% CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO 3.2%	イワキ(株) 34.2% メルテックス(株) 16.4% 明治通商(株) 6.2% (株)三菱東京UFJ銀行 2.2% シービー・エヌワイ チャールズ シュワップ エフビィ・オーカスタマー 1.1%

(13) 当事会社間の関係	
資本関係	イワキは、メルテックスの発行済株式総数の34.2%、総株主の議決権の41.1%の株式を保有しております。また、メルテックスは、イワキの発行済株式総数の0.7%、総株主の議決権の0%を保有しております。
人的関係	イワキの代表取締役社長である岩城修がメルテックスの取締役会長に、イワキの常務取締役である高野滋がメルテックスの取締役に、イワキの取締役である岩城慶太郎がメルテックスの代表取締役社長に、それぞれ就任しております。
取引関係	イワキとメルテックスとの間で、メルテックス製品の日本国内及び国外での総販売代理店契約を締結しております。
関連当事者への該当状況	メルテックスは、イワキの子会社であり、イワキとメルテックスは、相互に関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期	イワキ(連結)			メルテックス(連結)		
	平成19年 11月期	平成20年 11月期	平成21年 11月期	平成20年 5月期	平成21年 5月期	平成22年 5月期
連結純資産	12,143	11,560	11,304	7,935	6,211	6,621
連結総資産	33,137	32,998	30,744	12,082	9,797	9,444
1株当たり連結純資産(円)	504.14	480.18	469.74	1,033.52	812.33	872.42
連結売上高	50,505	50,012	47,947	10,099	6,832	7,125
連結営業利益	277	21	300	656	△364	384
連結経常利益	553	72	87	704	△261	459
連結当期純利益	146	△167	△118	295	△1,417	563
1株当たり連結当期純利益(円)	6.08	△6.96	△4.91	39.57	△189.67	75.38
1株当たり配当金(円)	6	6	6	20	16	16

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名称	イワキ株式会社
(2) 所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目8番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岩城 修
(4) 事業内容	医薬品事業、医薬・香粧原料事業、化成品事業、食品原料事業
(5) 資本金	2,572,382千円
(6) 決算期	11月30日
(7) 連結純資産	現時点では確定しておりません。
(8) 連結総資産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本株式交換に伴う会計処理は、企業結合会計基準における「取得」に該当するためパーチェス法を適用することが見込まれております。なお、のれんの金額は現時点では未確定です。

7. 今後の見通し

メルテックスは、平成23年4月1日付にてイワキの完全子会社になる予定であり、平成23年11月期の業績予想につきましては、その影響を考慮し平成23年1月14日公表予定の平成22年11月期決算短信(連結)の次期の見通しに記載の予定です。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、メルテックスにとって支配株主との取引等に該当します。メルテックスは、平成22年12月2日付公表のコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」として、「親会社との取引につきましては、製品の販売については市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉の上決定しております。原材料等(原材料及び経費)の仕入については、同社以外からも複数の見積を入手し市場の実勢価格をみて交渉の上決定しております。」旨に記載しています。

メルテックスの支配株主であるイワキを完全親会社とし、メルテックスを完全子会社とする本株式交換に関して、メルテックスは、上記3.(5)「公正性を担保するための措置」及び上記3.(6)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、メルテックスは、かかる対応は上記指針の趣旨に適合していると考えております。

なお、メルテックスは、支配株主との間で利害関係を有しない独立役員である社外監査役安藏正純氏及び独立役員である社外監査役熊谷一雄氏より、平成22年12月28日付で、本株式交換がイワキと利害関係のない役員による実質的な協議及び交渉が行われ取締役会の審議及び決議がなされていること、メルテックスがイワキ及びメルテックスから独立した第三者算定機関である日興コーディアル証券による株式交換比率算定結果を参考としてイワキとの間で協議及び交渉を行い、取締役会で決議したこと等を勘案したうえで、本株式交換によりメルテックスがイワキの完全子会社となる手続きを行うことが、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を入手しております。

以 上